

事前に提出された各団体からの質問等

● 政省令等のスケジュール

- ・ 政省令公布までの具体的なスケジュール
- ・ 財政健全化法では、平成 19 年度決算から健全化指標を算出、公表し、平成 20 年度決算から基準を超える団体に健全化計画等の策定を求めている。
平成 20 年度決算から計画策定を求めている趣旨は、平成 19 年度はすでに予算執行段階にあるため、健全化法を踏まえた予算編成の機会を付与するためと理解している。
算出方法や基準は、平成 19 年 12 月に示される総務省令によるものとされているが、予算編成作業に反映させるためには時間的余裕がない。特に将来負担比率については第 3 セクター等まで含めるため、関係機関との調整に時間を要す。
については、なるべく早い時期に具体的な指標算出方法を示していただきたい。
- ・ 12 月までに政省令が整備されることになっているが、パブコメなどの政省令整備のスケジュールを教えてください。
- ・ 今後の進め方として、総務省令で定める算定基準や各団体の概算値が示された後、説明会や各団体からの質疑・意見聴取等が予定されているのか。
- ・ 今回の「考え方の提示」を受け、意見等がある場合には、いつまでに提出する必要があるか。
- ・ 附帯決議で示されている「監査委員の独立性及び専門性を高める方策」に関して、検討されている具体的内容及び制度改正等のスケジュールについて

● 早期健全化基準・財政再生基準等

- ・ 早期健全化基準等の設定にあたっては、政令市・中核市・特例市など地方公共団体の実態に応じたものとなるようにしていただきたいと考えているが、

現段階の検討状況をお示しいただきたい。

- 健全化基準及び再生基準の設定に際し、その基準の算定根拠を明確にし、適宜見直しを行ってほしい。
- 財政指標の一つとして「将来負担比率」が使用されるが、早期健全化段階の基準を定める際には、団体の財政的背景を総合的に併せもって判定すべきと考えるが、現在の検討状況を伺いたい。
- 早期健全化段階の基準（ α ）をはじめとする各段階の基準（ β 、 γ ）について
- 健全化基準数値の設定については、住民に不必要な不安感を与えることがないように、慎重にお願いいたします。
- 健全化、再生団体の判断基準の設定の考え方はいつ示されるのか。また、設定にあたり団体の規模、権能差等を勘案して差を設けるのか。
- 早期健全化基準及び財政再生基準の設定に当たって、地方公共団体の種類や権能に応じた差を設けることを検討されているか。

● 指標の算定方法

- 各指標の算出に際し、各地方公共団体の裁量により差異が生じないように、共通の算出表を総務省から提示すべきと思うがどうか？
- 健全化判断比率（将来負担比率）の算定については、分母が実質公債費比率と同じく標準財政規模としている。標準財政規模については、交付税等の影響により単年度単位では増減が大きく、それに伴い当該指標の増減も大きくなることが想定される。従って、分母については、実質公債費比率と同様に3ヵ年平均にするなどの対応が必要と考える。
- 連結実質赤字比率の算定において特に公営企業会計に関して何を実質赤字とするのか、また将来負担比率についても詳細が不明な点が多く、再生基準等も示されていないため、現状においては府としても市町村への適切な助言が困難な状況にある。従って、算定内容及び再生基準等について、すみやか

に明らかにしていただきたい。

- ・ 連結実質赤字比率、将来負担比率等政令で示される予定となっている健全化判断基準の算定方法について
- ・ 将来負担比率の算定について、試算の方法を、現在調査中の同法の調査表項目（数値）を用いて、具体的な算定の方法をご教示願います。
- ・ 震災等特殊事情により一時的に指標が悪化した際に、その影響を指標に加味する仕組みが用意されているのか。

● 連結実質赤字比率（実質赤字額）

- ・ 老人保健医療事業等においては、国県支出金等の交付時期が年度末日となることが常であり、この場合、繰上充用が回避できない。連結実質赤字比率の算定にあたっては、このような繰上充用を除外していただけるのか。
- ・ 老人保健事業において、国庫負担金所要額が年度内に全額交付されず、一部が翌年度交付になっている。この不足分が特別会計の実質収支の赤字となっている実態である。国の責任において負担すべきものが不足する場合であっても連結実質赤字比率に算入するのか。

● 連結実質赤字比率（資金不足額）

- ・ 公営企業会計について、これまで赤字額の縮小・解消のために繰出基準以上に繰出してきた結果、実際の赤字額が「やむを得ない赤字」額より小さくなる場合、どのような取扱いとなるのか。
- ・ 公営企業の経営健全化基準に係る資金不足比率算定の際に「やむを得ない赤字」を算入対象外とすることが検討されているが、連結実質赤字比率の算定に当たっても同様の取扱いを検討されているか。
- ・ 実質赤字比率算定に係る用地造成事業における資金不足比率算定について
用地造成事業において、本来商品土地であり棚卸資産として流動資産で把握すべき完成土地について、「土地造成」科目に分類されていることから、資金不足比率算定時に、流動負債で計上している調達原資の借入金との balan

すがとれず、大幅な資金不足としてカウントされてしまう。当該事業における資金不足比率算定においては、「土地造成」科目はその性質から「流動資産」に含めるべきと考えるが如何。

- ・ 宅地造成事業の資金不足について、販売用土地を流動資産に含めることを検討いただけないでしょうか。
- ・ 宅地造成会計における資金不足額・資金不足比率の計算方法
- ・ 宅地造成事業における資金不足額の算定方法はどうなるのか？
- ・ 土地造成事業についてはその土地が売れない限り特別会計の赤字が解消しない構造になっている。その意味で使用料や保険料の値上げなどで収支の均衡を図る手立てが立てやすい他の会計と性質が大きく異なっている。連結実質赤字比率を算定するに当たり、実質収支の赤字額を他の会計と単純に足す計算方法しかないのか。
- ・ 今回の調査「宅地造成事業を行う公営企業会計に関する調」では、販売見込額と造成工事原価のみの調査となっている。仮に、その差引額を健全化判断比率（将来負担比率）の算定に用いる場合、販売見込額以外の特定財源（国補助金等）も算出に加えるべきである。また、実質公債費比率の算定方法のように赤字の場合（一般会計から特別会計へ繰出）のみ算入するのではなく、黒字（特別会計から一般会計へ繰出）の場合についても算入に加えるべきと考える。
- ・ 資金不足額の計算に当たっての退職手当債の取り扱い
- ・ 公営企業の資金不足において、退職手当債は不足額に加算されることになるか？
- ・ 公営事業会計における病院事業会計の実質公債費比率や将来負担比率の算定については、公立病院の担う役割を考慮して算入方法から除外するか、特例措置を設けるべきではないか。
また、下水道事業についても、社会資本整備のため多額の投資をすべき団体とそれ以外の団体とでは、地方公共団体の公的責任からも算入方法に補正をすべきではないか。

- 公共下水道事業などのインフラ整備に対する計画赤字については、地域の実情・形態（都市部と地方部・処理人口など）に応じ、段階的な配慮ができないか。
- 下水道事業会計における計画赤字の計算方法
- 下水道事業等において、平成16年度より施設の耐用年数に応じた、平準化債を起債できることとされていますが、それ以前に耐用年数期間前に償還したことによる赤字部分があることが考えられます。したがって、この場合において、赤字額から耐用年数期間前の償還済額を控除できるようにしていただきたい。
- 地下鉄事業について、「やむを得ない赤字」額の基礎額算出に用いる施設の耐用年数について、どのように考えておられるか。（起算年次及び年数）
- 「やむを得ない赤字」から控除する「経営努力不足分」について、地下鉄事業についてはどのように考えておられるか。

● 実質公債費比率

- 実質公債費比率については、平成18年度から用いられている指標であるが、平成19年度においても算定方法が変更されている。財政健全化法の施行に伴い、更なる算定方法の変更があるのかどうか、また、早期健全化基準・財政再生基準の設定に当たり、都道府県・政令市・市町村等で分けて設定されることとなるのかどうか、現在の検討状況をご教示いただきたい。
- 都市計画税を「標準財政規模の額」に含めることを検討いただけないでしょうか。

● 将来負担比率（ロ 債務負担行為）

- 法第2条第4号のロに規定する「債務負担行為に基づく支出予定額」の範囲如何。
- 市町村が土地開発公社に先行取得を依頼した土地について、買い戻しに係

る債務負担行為を設定していないケースがある場合、当該土地の買い戻しに係る費用は「将来負担比率」に算入されるか否か伺います。

- ①債務負担行為の中には、(a) 工事の請負にかかるもの、(b) 土地開発公社の市の依頼に基づく用地先行取得に対するものがあるが、(a) (b) にかかる支出予定額は将来負担額に算入しない理解でよいのか。

②また、基本的理解として、この法2条四-ロにて算入するものとは、決算統計37表中10列「aのうち公債費に準ずる債務負担行為に係るもの」を想定していると理解すれば良いのか。

● 将来負担比率（ハ 繰入見込額）

- 法第2条第4号のハに規定する「一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額」の算定方法如何。（公営事業会計の地方債元金償還に対する繰入額）
- 当該繰入見込み額の算定は、繰出基準を用いて行うのか？繰出基準を用いて算定する場合、基準内繰出を休止している場合は、算定外とみなしてよいのか？（償還の全額を事業収入によってまかなっているため。）
繰出基準はないが、事業収入が不足するため、結果的に税金投入している場合は、事業収入によって償還されない部分をどのように算出するのか？また、事業毎に算出方法が異なるのか？

● 将来負担比率（ニ 組合への負担見込額）

- 法第2条第4号のニに規定する「当該地方公共団体による負担又は補助が見込まれる金額の合計額」の算定方法如何。（一部事務組合等の地方債元金償還に対する繰入額）

● 将来負担比率（ホ 退職手当負担見込額）

- 「将来負担比率」の分子に、一部事務組合の職員に係る退職手当分は含まれることになるか否か伺います。
- 独立採算を原則とする公営企業会計の退職手当相当分は、算入対象外と考えてよいのか？

● 将来負担比率（へ 公社・三セク）

- ・ 3セクに対する多額の損失補償について、既に銀行、3セク、団体間で取り決めた返済スキームに基づいて再建途上にある団体の将来負担についても、将来負担比率に算入し、早期健全化団体の判断基準とするのか。
- ・ 法第2条第4号のへに規定する「これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるもの」の算定方法如何。（三セク等への実質的な負担額）
- ・ 将来負担比率の対象となる法人の範囲（特に第三セクターの範囲）。
- ・ この規定において、類型を「類型①設立法人」と「類型②設立法人以外の団体」の2つに分けているが、この政令で定める設立法人はどのようなものか。
- ・ 「当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの」と規定されているが、社団法人・財団法人以外ではどのような法人を対象とする予定なのか。
- ・ 「当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの」と規定されているが、法人の設立時には出資等を行わず、設立後に追加で出資等を行った法人については、対象にならないのか。
- ・ 「当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務」と規定されているが、設立法人以外の者への貸付金は対象にならないのか。
- ・ 「財務内容その他の経営の状況を勘案して」と規定されているが、資産の時価評価の実施状況など会計上の処理の状況が異なっているものがあり、また、国の通知等により独自の会計基準に基づき処理している場合もある。どのような対応を考えているのか。
- ・ 「財務内容その他の経営の状況を勘案して」と規定されているが、いわゆる累積赤字の状態（株式会社における当期未処分損益が赤字に相当）でも、

期末当期正味財産増減が黒字を続け、累積赤字が減少傾向にある法人もある。法人のこれまでの経年の経営状況については、どのように勘案することを考えているのか。

- 法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担額の算出にあたっては、一定の判断基準が設けられるのか。
本県においては、病院事業を独法化し、法人移行前の未償還残高は、一般会計が引き継いでいる。この場合、法人移行前未償還残高は、一般会計等に係る地方債の現在高に計上されるとともに、法人の固定負債としても計上されている。法人の「負債」のうち、一般会計の実質的負担見込額を算定する際は、比率算定上、二重計上にならないよう配慮されたい。
- 健全化判断比率の算定に当たり、公社や第三セクターの債務について、どの範囲をどのような基準で算入するのかについて、現在の検討状況をご教示いただきたい。
- 将来負担額の「設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額」についての具体的な内容と対象範囲について
- 将来負担額の内容の1つに、「設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額」とありますが、「設立した一定の法人」の定義や「当該法人等の財務・経営状況を勘案した負担見込額」とは、具体的にはどのようなものを指すのでしょうか。
- 林業公社における将来負担見込額の算定基準（超長期で、かつ、木材価格、金利など変動要素の大きな全国的事業の将来負担額をどう算定するか）。
- 今回の宅地造成事業の照会では、販売用宅地について時価評価の方法を検討されておられますが、それと同様に、「一般会計の将来負担」として確定していない特別会計や3セク等の負債を算入するのであれば、一般会計等で保有する売却予定用地等についても時価評価を行い、将来負担額から控除対象となる財源扱いとすべきではないでしょうか。
- 地方公社・3セク（損失補償分）の負債は、本来、各法人の事業収入で返済

されるべきものであり、また、破綻を前提ともしていないため、限定的な算入にすべきと考えるが、現在の検討状況をお教えいただきたい。

- ・ 法第2条第4号へに規定する「設立法人の負債の額…のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して…一般会計等において実質的に負担することが見込まれるもの」については、設立法人の種別（地方独立行政法人、地方道路公社、土地開発公社、民法法人、商法法人等の別。それぞれ会計基準が異なる。）ごとに、現在お考えの算定方式を、詳しくご説明いただきますよう希望します。

その際、種別ごとの会計基準の差異を踏まえ、制度間で均衡の取れたものとなるようご配慮願います。

● 将来負担比率（チ 組合の連結実質赤字額）

- ・ 法第2条第4号のチに規定する「当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるもの」の算定方法如何。（一部事務組合等の連結実質赤字額に対する実質的な負担額）

● 将来負担比率（リ 充当可能基金）

- ・ 法第2条第4号のりに規定する「地方自治法第241条の基金」の範囲如何。

● 将来負担比率（ヌ 特定財源見込額）

- ・ 法第2条第4号のヌに規定する「特定の歳入の見込額に相当する額」如何。

- ・ 将来負担比率算定における特定財源見込額算入範囲について

当県は地震に係る復興基金を転貸債（満期一括償還）により調達し、基金財団へ無利子貸付を行い造成している。当該転貸債は償還期限時に基金側（運用財産として保有）より全額返済されるものを原資として、償還財源充当することから「将来負担すべき実質的な負債」に当たらないものと認識。よって、当該基金造成分に係るものを「特定財源」に算入すべきと思われるが如何。

- ・ 将来負担比率の算定にあつては、将来債務に対する特定財源の見込みについて、既調査から判断すると、将来において確実かつ安定的に見込まれる歳

入として、国庫債務負担行為設定のある国庫支出金等に限定されている。

国としては、歳入見込みをどのような基準で考えているのか、お示しいただきたい。

- ・ 五省協定にかかる準元利償還金における特定財源のルール化について五省協定等に係る債務負担額から控除する特定財源のルール作りが必要だと考えます。

● 計画期間

- ・ 財政再生計画、早期健全化計画それぞれの計画期間の設定について、標準的な考え方は示されるのか。
- ・ 公営企業の経営健全化計画において、計画期間についてどのように考えておられるか。

● 指標の報告

- ・ 健全化判断比率の議会への報告方法について、「主要な施策の成果」とは別に単独での報告案件となるのか。

● 指標の公表

- ・ 本法第3条では、健全化判断比率及びその算定基礎を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表しなければならない旨規定されているが、その具体的な方法（例：議会への報告は常任委員会への報告で足りる、公表はホームページへの掲載で足りるなど）を総務省から各地方公共団体へ提示する予定はあるか？予定していないとすれば、各地方公共団体の裁量で行って良いのか？

● 財政支援

- ・ 「財政健全化計画」を定め早期健全化を目指す団体に対し、国からの特別な財政支援策（交付税や起債措置など）が検討されているのか。

● 外部監査

- ・ 現在、A団体は、「外部監査契約に基づく監査に関する条例」を制定していないことなどから、外部監査を導入していないが、将来、財政健全化法 26 条により「個別外部監査契約に基づく監査」を実施することとなった場合、制度的（地方自治法第 252 条の 27 第 1 項）に「外部監査契約に基づく監査に関する条例」を設置しなければならないか？

● その他

- ・ 健全化判断比率等の各指標や基準の制定について
 - (1) 両院の附帯決議において、「財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準について、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること」とされているが、どのような配慮等が検討されているのか、現在の状況等についてお伺いしたい。
 - (2) なお、全国知事会の第 5 回再建法制等問題小委員会作業部会 (H19. 7. 20) において、以下の諸点について、総務省からは否定的な見解が示されたところであるが、現在の検討状況等について、改めてお伺いしたい。
 - ① 阪神・淡路大震災等の大規模災害の被災団体に対する配慮
 - ② 財政規模・財政構造等、地方公共団体の特性の考慮
 - ③ 早期健全化基準・財政再生基準の設定に当たっての経過的措置
 - ④ 財政健全化に取り組む地方公共団体に対する国の財政支援（行革推進債等の地方債の優先配分等）
- ・ 「財政健全化団体」、「財政再生団体」、「経営健全化基準以上の公営企業」は、どれぐらいの割合（数）の団体が該当すると想定されているのか。
- ・ 各指標の基になる数字は、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査、第三セクター等の状況に関する調査等（以下、決算統計等）の様式に追加されるとの理解でよろしいのでしょうか。（今回の一連の検討基礎調査が、決算統計等の様式に追加されるのでしょうか。）